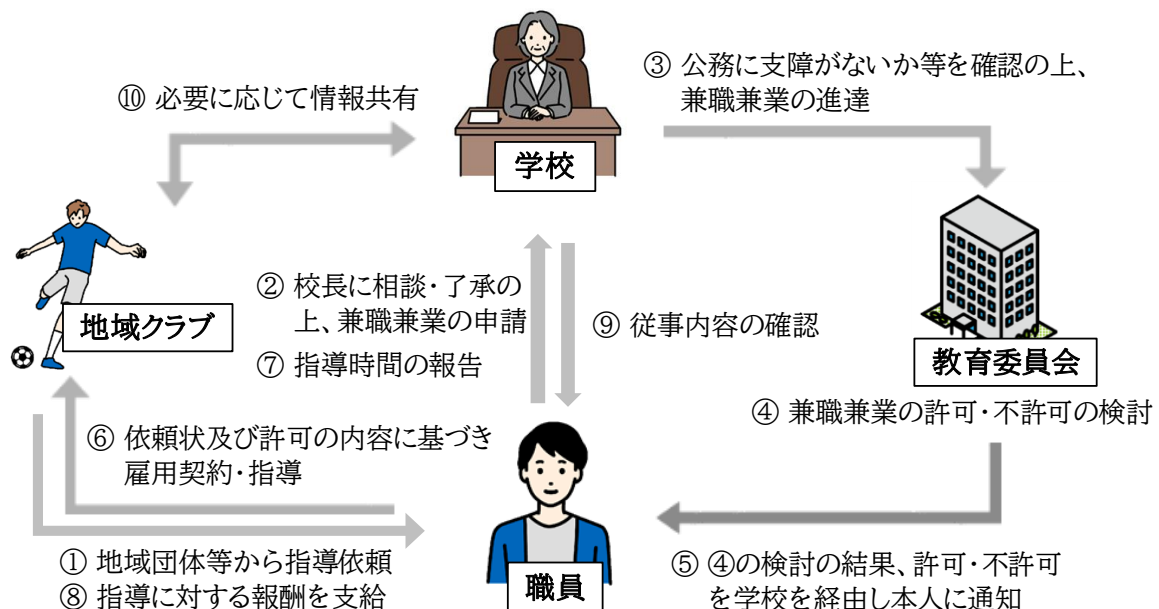


地域クラブ活動で指導を行うには 兼職兼業の許可が必要です！

令和5年3月に策定された「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」をもとに、令和5年度から段階的に市町村立学校の部活動の地域移行が開始されます。

これにより、勤務時間内外に地域団体等から報酬を得て地域クラブで指導を行う場合は、**営利企業への従事等許可や教育に関する兼職等承認（いわゆる「兼職兼業の許可」）が必要**となりますので、地域団体等から指導の依頼があって、地域クラブ活動での指導を希望する場合は、速やかに校長に相談・了解を得た上で適切に申請を行ってください。

地域クラブで指導をする際の流れ(依頼元が民間企業の場合)



許可の基準

兼職兼業の許可は申請の内容が本務である学校での**職務遂行に支障を生じず**、かつ**教員の職の信用を傷つけたり信頼に悪影響を与えるものでない**場合に許可されます。

また、職員の心身の健康の確保のため、時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の**合計が月80時間を超える**ことが見込まれる場合は、**兼職兼業は認められません**。

【許可が認められない例】

☆月40時間の時間外勤務が発生している職員が、月48時間（毎週土日に各6時間（6時間×2日×4週））の指導をしようとする場合。

☆地域クラブ活動に熱中しすぎて本務である教員としての職務がおろそかになる。

☆地域団体から社会通念上適当とはいえない高額な報酬をもらう。

☆地域クラブに児童生徒を勧誘して、見返りに謝礼をもらう。



労働時間の報告

地域クラブ活動で指導する時間は学校教育活動に当たらないため、たとえ学校の施設を利用していたとしても**時間外在校等時間には含まれません**。もし勤務時間管理システムに地域クラブ活動の指導時間が含まれている場合は、除外時間として入力してください。

なお、地域クラブ活動は**時間外在校等時間には含まれませんが**、職員の心身の健康確保のために校長において地域クラブ活動での指導時間を把握する必要がありますので、**所定の様式により、毎月校長に地域クラブ活動での指導時間を報告**し、時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が月80時間を超える場合は、翌月以降の時間外勤務や地域クラブ活動での従事時間の縮減について校長と話し合ってください（翌月以降も改善されない場合は許可が取り消されることがあります。）。

地域クラブで活動するときの注意点

☆指導中に急遽、教員としての業務が発生した場合

地域団体等と雇用契約を交わし、地域クラブ活動で指導をする際は、教員ではなく地域団体等の指導者となります。そのため、教員としての指導と地域団体等の指導者としての指導は明確に区別され、指導の際は地域団体の指揮命令に従う必要がありますが、兼職兼業の許可は教員の本務に支障がない場合に認められているため、もし地域クラブ活動で指導中に**急遽教員としての勤務が必要となった場合は、教員として勤務する**必要がありますので、地域団体等と雇用契約を結ぶ際に、必ず勤務形態等を整理しておいてください。

☆指導中に事故が発生した場合

地域クラブ活動で指導中に事故が発生した場合は、学校ではなく地域団体等が責任を負うこととなります。場合によっては、地域団体等の指導者として教員本人にも責任が発生する可能性がありますので、十分注意してください。また、**勤務時間外でも信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う**必要があります。

なお、教員本人に事故があった場合は、地域クラブ活動は学校の管理下にないためスポーツ振興センターの災害給付や公務災害等の**保障の対象とはなりません**。そのため、地域団体等での一括した保険に加入するか、**必要に応じて個人で保険に加入**することを検討してください。

☆その他

- ・地域団体の業務に従事するにあたっては、**生徒等の個人情報**の取扱いに留意する必要があります。
- ・地域団体等から報酬等の支給を受けた場合、必要に応じて**確定申告等の手続き**を適切に行ってください。

Q&A

なぜ地域クラブ活動で指導するのに兼職兼業の許可が必要なんですか？
もし、許可を得ずに地域クラブ活動で指導を行ったらどうなりますか？



私たち地方公務員には地方公務員法により営利企業への従事等の制限があり、任命権者の許可を得なければ、団体等から報酬を得てその団体の事務に従事することはできません。なお、許可を得ずに団体等から報酬を得て事務に従事した場合は懲戒処分の対象になる可能性がありますので、必ず許可を受けてください。



地域に人材がいいため、教員である自分が地域クラブ活動に参加しなければならないのではないかと不安です。



教員が、地域クラブ活動で指導することを望んでいないにもかかわらず、当該教員に業務に従事させることはあってはなりません。もし強要されるようなことがあれば、まずは校長に相談しましょう。



学校で行う部活動の場合は、兼職兼業とはならないのでしょうか？



指導監督権限が校長にあるなど、学校の本来の業務の一部として行う場合は兼職兼業の対象とはなりません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域クラブの指導者として地域団体等の指導監督下で行う場合は兼職兼業の対象となります。



報酬を辞退して無償でボランティアとして指導する場合も申請は必要ですか？



無償又は交通費のみもらう場合は県教育委員会の許可は不要です。ただし、校長において地域クラブ活動に従事している職員を把握する必要がありますので、申請は行ってください。



地域団体から報酬をもらっている場合は、県の年末調整と一緒に調整できますか？



年末調整は県の給与等分のみしかできません。地域団体から報酬を得る場合は、各職員において確定申告を行う必要があります。



～このほか文科省の手引きも参考にしてください。～

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

